

奈良市告示第462号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第7条の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

令和6年9月4日

奈良市長

仲川 元庸



1. 本籍、住所及び氏名

不詳

2. 年齢及び性別

60歳くらいの男性

3. 人相及び特徴

身長 170センチメートル 体格 小太り

4. 着衣及び所持品

【着衣】

(上衣) 白色半袖肌着、黒色長袖シャツ、灰色長袖シャツ、水色チェック柄長袖シャツ、黒色フード付きジャンパー

(下衣) 黒色スラックス、ストライプ柄パンツ、青色靴下

(その他) 靴(27センチメートル、グッドイヤー製)、茶色合皮製ベルト

【所持品】

リュックサック(黒色)、眼鏡(フレームが透明のもの)、ペットボトル、ひげそり、爪切り、ハサミ、カッターナイフ、消毒液(マキロン)、マスク、ボールペン2本、パンフレット3枚

5. 死亡の原因等

死亡の原因 縊死による窒息

死亡の日時 令和6年6月頃(推定)

6. 発見の日時及び場所

令和6年7月5日午後5時50分頃、奈良市雑司町319番地南西34メートル先雑木林内で倒木に白色の電気コードを括り付けて、首を吊っている死者を発見した。

7. 死体の処置

令和6年8月15日、火葬に付し、遺骨は保管しています。